

中核市窓口パンフレット



中核市 はちのへ 平成29年1月 誕生



平成29年1月から、
八戸市が新たに中核市として行う
事務の内容と担当課などについて
お知らせします。



はじめに

中核市制度は、自治をできるだけ小さい単位で行い、できないことのみをより大きい単位の団体に補完していくという「補完性の原理」の考え方に基づいた、地方分権を具現化するための手段の一つです。

個人や地域ではできないことを、より実情を把握しやすい身近な自治体が担っていくことは、住民にとって最大の幸福をもたらす仕組みになるものと考えています。

具体的には、県から保健所の業務をはじめとして新たな事務権限が移譲されることで、市民の利便性が向上するという側面があるほか、地方分権の受け皿となり得る自治能力の高い都市として評価されますので、知名度や存在感がより一層高まります。

このパンフレットは、新たに中核市として行う事務の内容と窓口のある担当課等についてお知らせするものであり、ご来庁の際やお問い合わせになる場合にご活用いただければ幸いです。

平成29年1月1日、八戸市は、中核市として新たなスタートを切ります。

中核市移行を契機として、より活力ある魅力的なまちを目指してまいりますので、市民の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

八戸市長 小林 眞

中核市とは？

中核市とは①

市でありながら、**都道府県知事の事務権限の一部**を、指定都市に次ぐ規模で法令に基づき特例的に行うことができる都市のことを言います。

中核市とは②

中核市の指定の要件は、**人口20万人以上**であり、さらに**市保健所の設置義務**などがあります。

中核市とは③

八戸市は、**全国で48番目の「中核市」**として、国から指定を受けました。

中核市移行までの あゆみ

平成26年5月	市長が、市議会全員協議会において「中核市移行に関する基本方針」を示し、中核市移行を表明
6月	市長が県知事へ中核市移行に向けた協力を要請
平成27年7月	「八戸市中核市移行計画」を策定
9月	総務省ヒアリングを受ける
10月	厚生労働省ヒアリングを受ける(保健所関係)
12月	市議会が「中核市指定の申出」議案を議決
平成28年1月	市長が青森県知事に「中核市指定の申出」の同意を申入れ
3月	青森県が「中核市指定の申出」について同意
4月	市長が総務大臣に「中核市指定」を申出
6月	中核市指定の政令公布
平成29年1月	中核市移行・八戸市保健所設置

何が変わるの？

1

きめ細かな
市民サービスの提供が
可能になります。

県から移譲された事務について、市から県への手続きが省略されることで、**事務のスピードアップ**が図られたり、あるいは、**事務手続きの窓口が市になることで、利便性の向上**が図られます。

2

自立的で特色ある
まちづくりの推進が
可能となります。

八戸市保健所の設置により、これまで県と市で分担してきた保健衛生分野の事務について、**市がワンストップで総合的な行政サービスを提供**することが可能となります。

3

都市のイメージアップと
八戸広域圏の活性化が
期待されます。

全国の「指定都市」や「中核市」といった大都市グループに加わることによって、**北東北を代表する都市としての知名度やステータスが向上**するとともに、これまで八戸圏域定住自立圏で取り組んできた生活関連分野に加え、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化のための事業を、国の支援を活用しながら、近隣町村と連携して実施することが可能となり、**八戸広域圏の活性化**が期待されます。

{ もくじ }

- 02 はじめに
- 02 中核市とは？
- 02 中核市移行までのあゆみ
- 03 何が変わるの？



① 八戸市保健所で行う業務について

- 04 ● 「八戸市保健所」の設置
- 05 ● 八戸市保健所の窓口と主な業務
- 06 ● 八戸市保健所と三戸地方保健所(県)の業務
 - 06 ▶ 医事・薬事
 - 07 ▶ 各種保健衛生統計
 - 07 ▶ こども・女性の健康
 - 07 ▶ 結核・感染症対策
 - 07 ▶ 小児慢性特定疾病・難病等
 - 08 ▶ 精神保健
 - 08 ▶ 生活衛生
 - 08 ▶ 食品衛生
 - 09 ▶ 資格免許関係
 - 09 ▶ 動物愛護
- 10 ● 八戸市保健所で実施する相談業務
- 11 ● 八戸市保健所の施設案内

② 八戸市保健所以外の移譲業務について

- 12 ● 事業者の届出等に係る窓口等
 - 1 福祉・介護関係
 - 12 ▶ 健康福祉審議会
 - 12 ▶ 民生委員
 - 12 ▶ 生活保護法による指定医療・介護機関
 - 12 ▶ 生活保護法に基づく保護施設
 - 12 ▶ 保育所・幼保連携型認定こども園
 - 13 ▶ 高齢者施設
 - 13 ▶ 指定サービス事業者及び社会福祉施設等
 - 2 環境関係
 - 14 ▶ 産業廃棄物・PCB・自動車リサイクル等
 - 14 ▶ 浄化槽
 - 14 ▶ 大気汚染防止等
 - 3 まちづくり関係・その他
 - 14 ▶ 屋外広告物
 - 14 ▶ サービス付き高齢者向け住宅
 - 14 ▶ NPO法人
- 15 ● 市民の届出等に係る窓口
 - 15 ▶ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付等
 - 15 ▶ 身体障害者手帳
 - 15 ▶ パスポート

① 八戸市保健所で行う業務について

「八戸市保健所」を設置します。
市民の健康の保持増進と安全で安心な暮らしの実現を図るため、
次の3つの考え方にに基づき、八戸市保健所を設置します。

地域保健の 中核機能の強化 を図ります。

地域保健に係る統計情報等に基づいて、地域の特性に応じた施策を企画立案するとともに、関係機関等との調整・指導を行うことにより、地域保健の中核としての機能の強化を図ります。

質の高い、総合的な 保健衛生サービス を提供します。

市がこれまで行ってきた健康相談、健康教育等の業務と、新たに移譲される感染症対策や食品衛生等の業務の推進体制の一元化を図ること等により、質の高い、総合的な保健衛生サービスを提供します。

適切に対応できる 健康危機管理体制 を構築します。

大規模災害、食中毒、感染症等の発生による市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に対し、国、県などの関係機関と相互に協力・連携し、迅速な判断に基づき適切に対応できる健康危機管理体制を構築します。

平成29年1月以降、八戸市内には、

八戸市保健所 と 三戸地方保健所(県) (1月に「八戸保健所」から名称変更)の

2箇所の保健所が存在することになります。

八戸市保健所

八戸市全域を所管し、三戸地方保健所(県)で行う一部の業務を除いて、市民の皆様は、こちらをご利用いただくことになります。

三戸地方保健所(県)

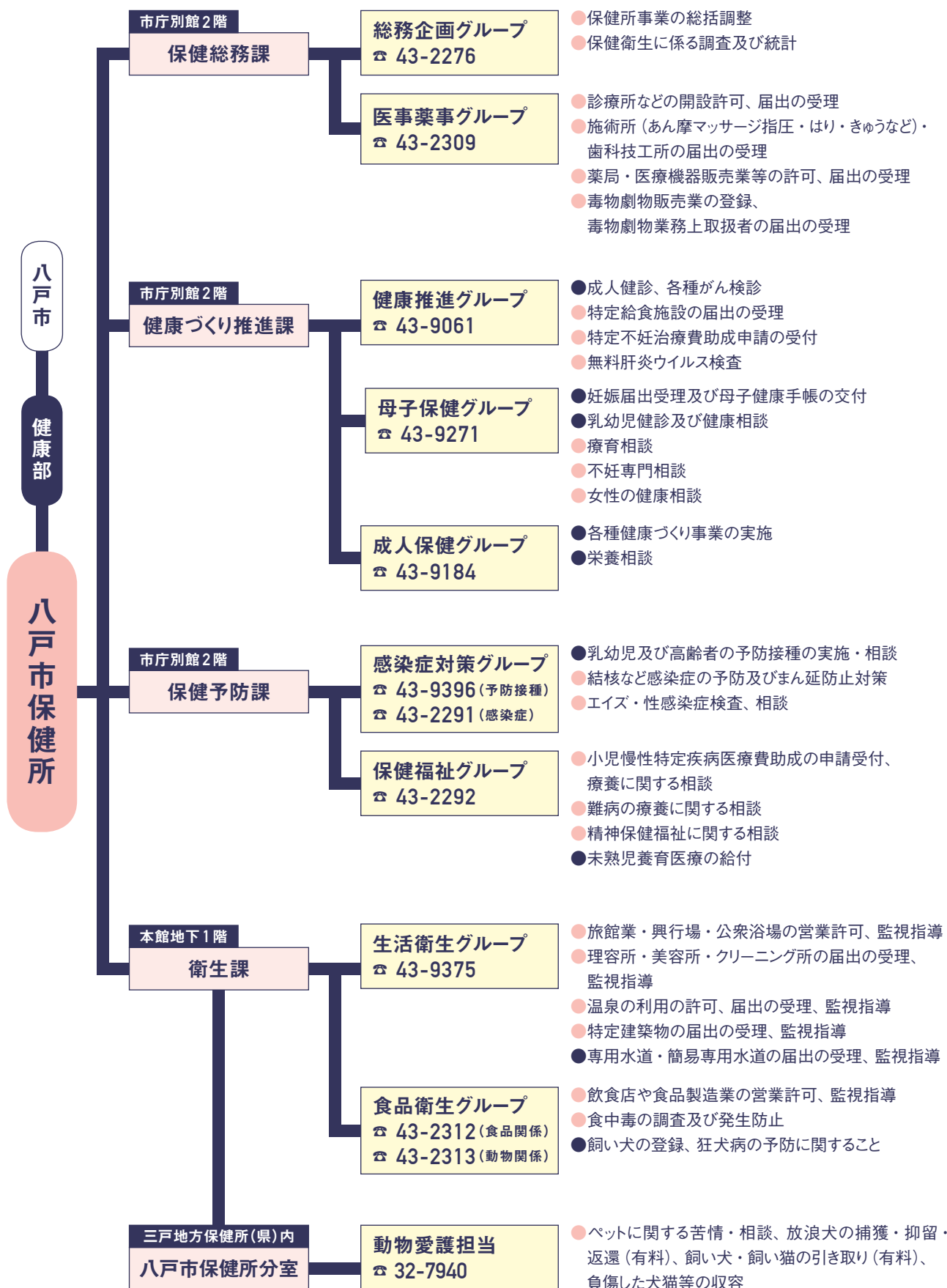
引き続き、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町を所管します。

複合施設の整備を進めています。

八戸市は総合的な医療・健康対策の拠点として、田向地区に八戸市保健所を含めた複合施設「(仮称)八戸市総合保健センター」の整備を、平成32年4月の利用開始を目標に進めていますが、それまでの間、八戸市保健所は、現在の八戸市庁の本庁舎に配置します。

八戸市保健所の窓口と主な業務

● 新たに実施する業務 ● 八戸市で実施済の業務



新たに「八戸市保健所」が窓口となる業務と 青森県（三戸地方保健所）が引き続き窓口となる業務

八戸市保健所では、平成29年1月から、これまで県保健所が行ってきた業務を行います。引き続き県保健所が行う業務がありますので、お間違えのないようご注意ください。

各種手続きやご不明な点につきましては、八戸市保健所が窓口となる業務については八戸市保健所各担当課へ、青森県が引き続き行う業務については、三戸地方保健所（平成29年1月に「八戸保健所」から名称変更）及び青森県動物愛護センターへお問い合わせください。



◆ 医事・薬事

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市 庁 別 館 2 階	保健総務課 ▶ 医事薬事グループ ☎ 43-2309	◎ 診療所・助産所の開設及び使用許可申請、各種届出及び報告 ◎ 病院・診療所・助産所の監視指導 ◎ 薬局の開設許可、届出、監視指導 ◎ 高度管理医療機器販売業（貸与業）、管理医療機器販売業（貸与業）の許可、届出、監視指導 ◎ 医薬品店舗販売業・特例販売業、医薬品（薬局製造販売医薬品に限る）製造業・製造販売業の許可、届出、監視指導 ◎ 毒物劇物販売業の登録、届出、監視指導 ◎ 毒物劇物業務上取扱者届出、監視指導 ◎ 衛生検査所の登録、変更届出、監視指導 ◎ 死体解剖に関する許可及び届出 ◎ 施術所及び歯科技工所の開設の届出、監視指導	◎ 病院の開設及び使用許可申請、各種届出及び報告 ◎ 医薬品（薬局製造販売医薬品を除く）、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び体外診断用医薬品の製造販売業並びに製造業の許可及び登録、届出、監視指導 ◎ 再生医療等製品販売業、卸売販売業、配置販売業の許可及び届出、監視指導 ◎ 毒物劇物製造業の登録、届出、監視指導 ◎ 特定毒物研究者の許可及び届出 ◎ 大麻取扱者免許申請及び届出 ◎ 大麻取扱者免許申請及び届出 ◎ 覚せい剤取扱者指定及び届出

◆ 各種保健衛生統計

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁別館 2階	保健総務課 ▶総務企画グループ ☎ 43-2276	◎人口動態調査、医療施設静態・動態調査、患者調査、病院報告等の衛生統計	
	健康づくり推進課 ▶健康推進グループ ☎ 43-9061	◎国民健康・栄養調査	

◆ こども・女性の健康

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁別館 2階	健康づくり推進課 ▶健康推進グループ ☎ 43-9061	◎特定不妊治療費助成の申請	
	健康づくり推進課 ▶母子保健グループ ☎ 43-9271	◎療育相談 ◎不妊専門相談 ◎女性の健康相談	

◆ 結核・感染症対策

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁別館 2階	保健予防課 ▶感染症対策グループ ☎ 43-2291	◎感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策 ◎感染症患者に対する就業制限及び入院勧告 ◎感染症指定医療機関(結核指定医療機関に限る)の指定 ◎結核等感染症患者に対する公費負担事務 ◎エイズ・性感染症検査、相談	
	健康づくり推進課 ▶健康推進グループ ☎ 43-9061	◎無料肝炎ウイルス検査	

◆ 小児慢性特定疾病・難病等

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁別館 2階	保健予防課 ▶保健福祉グループ ☎ 43-2292	◎小児慢性特定疾病医療費助成の申請 ◎小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談 ◎結核児童の療育給付 ◎難病患者の療養に関する相談	◎難病に係る特定医療費の支給認定

◆ 精神保健

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁別館2階	保健予防課 ▶保健福祉グループ ☎ 43-2292	◎精神保健福祉に関する相談	◎精神保健福祉法に基づく通報に関する調査、診察

◆ 生活衛生

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁本館地下1階	衛生課 ▶生活衛生グループ ☎ 43-9375	◎理容所・美容所・クリーニング所の開設届、検査及び監視指導 ◎興行場・旅館業・公衆浴場業の営業許可及び監視指導 ◎温泉利用の許可、成分等の掲示、監視指導 ◎入浴施設におけるレジオネラ症発生予防に関する報告、指導 ◎特定建築物の届出及び立入検査 ◎遊泳用プールの監視指導	◎温泉採掘、動力装置、採取等の許可 ◎建築物における事業の登録

◆ 食品衛生

八戸市保健所／担当課		八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁本館地下1階	衛生課 ▶食品衛生グループ ☎ 43-2312	◎食品衛生営業の営業許可、届出及び報告 ◎食品衛生営業に係る監視指導 ◎食品の収去検査 ◎食中毒の発生届及び調査 ◎給食施設の報告及び指導 ◎食品表示(衛生事項)に係る相談	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
市庁別館2階	健康づくり推進課 ▶健康推進グループ ☎ 43-9061	◎特定給食施設の届出 ◎給食施設の栄養管理に関する指導助言 ◎食品表示(保健事項)に係る相談 ◎食品の誇大表示の禁止に関する相談	
市庁本館地下1階	衛生課 ▶食品衛生グループ ☎ 43-2313	◎化製場等の設置許可及び監視指導 ◎と畜場の設置許可及び監視指導 ◎食鳥処理の事業の許可及び監視指導	

◆ 資格免許関係

八戸市保健所／担当課	八戸市に移る業務	三戸地方保健所(県)が引き続き窓口となる業務
		◎医療従事者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床検査技師、放射線技師)及び登録販売者、栄養士、調理師、管理栄養士、製菓衛生師、クリーニング師の免許の申請に関する案内 ◎准看護師、登録販売者、毒物劇物取扱責任者、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、クリーニング師の試験願書の配付

◆ 動物愛護

八戸市保健所／担当課	八戸市に移る業務	青森県動物愛護センターが引き続き窓口となる業務
三戸地方保健所(県内) 八戸市保健所分室 ☎ 32-7940	◎放浪犬の捕獲、抑留、返還(有料)、咬傷事故の届出 ◎飼い犬・飼い猫の引き取り(有料) ◎負傷した犬猫等の収容 ◎ペットに関する苦情・相談	◎動物取扱業の登録及び届出 ◎特定動物の飼養許可及び届出

ご注意・ご確認いただきたい事項

<すでに県保健所から許可などを受けている皆様へ>

青森県から八戸市に移譲される業務につきまして、平成28年12月31日までに青森県知事(三八地域県民局長)の許可などを受けている場合は、八戸市長(市保健所長)の許可などを得たものとみなされますので、改めて許可を受ける必要はありません。ただし、平成29年1月1日以降に更新、変更などが必要な場合は八戸市保健所で手続きしてください。

<八戸市保健所での手数料の支払い方法について>

県保健所での手数料の支払い方法は、青森県収入証紙による納付でしたが、八戸市保健所での手数料の支払いは現金での支払いになります。

<小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている皆様へ>

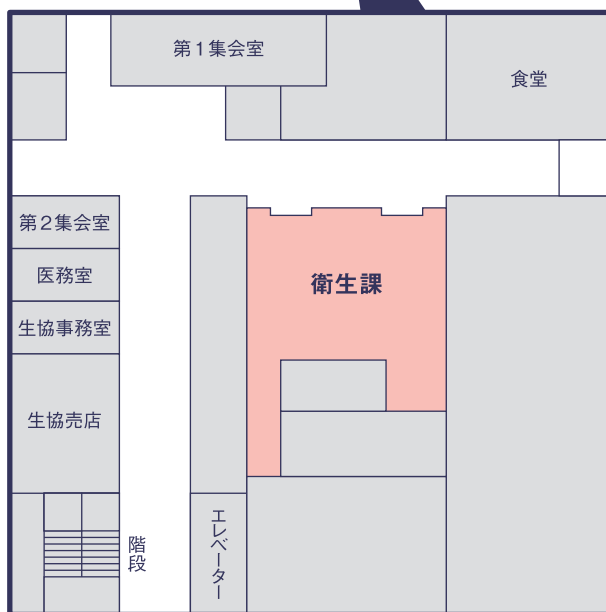
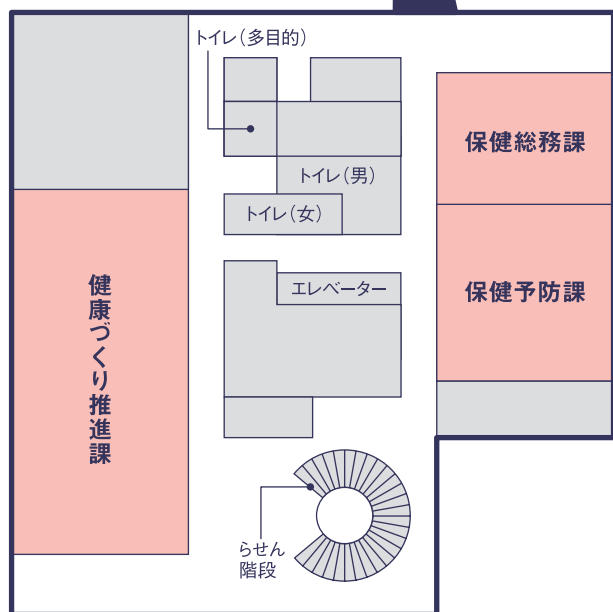
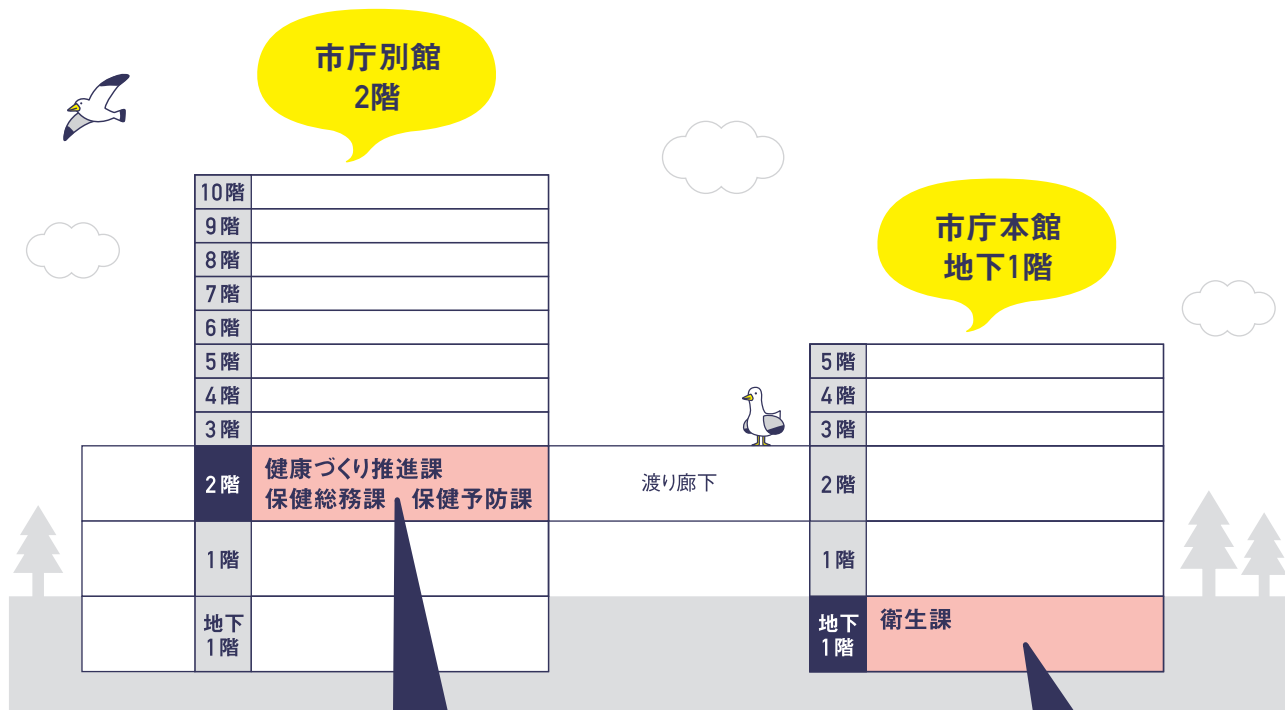
県から発行された受給者証は平成28年12月31日で有効期間が終了します。平成29年1月1日以降の受給者証を1月初旬に八戸市保健所から送付します。(手続きは必要ありません。)なお、1月1日以降に受給資格の申請をする場合は、医師と相談のうえ、八戸市保健所保健予防課で手続きしてください。

八戸市保健所で実施する相談業務

名称	内容	日時・場所	予約・お問い合わせ
療育相談 【新規/要予約】	身体の発育・運動発達等に心配のあるお子さんのための相談 ※専門医が相談に応じます。	第3木曜日 10:00～12:00 〈市庁別館1階〉	健康づくり推進課 ▶母子保健グループ ☎ 43-9271 ※予約は一週間前まで
不妊専門相談センター 不妊専門相談 【新規/要予約】	不妊や不育症に関する相談 ※専門医が相談に応じます。	指定日時 〈市庁別館1階〉	健康づくり推進課 ▶母子保健グループ ☎ 43-2298 (予約専用電話) ※予約は一週間前まで、先着2組
女性健康支援センター 女性の健康相談 【新規/要予約】	思春期から更年期の女性の心身に関する一般的な相談 ※保健師が相談に応じます。	第2金曜日 13:00～16:00 〈市庁別館1階〉	健康づくり推進課 ▶母子保健グループ ☎ 43-2298 (予約専用電話) ※予約は前日まで
保健師による健康相談	成人・妊産婦の心身の健康、子育てについての相談	開庁日 ①10:00～12:00 ②13:00～16:00 〈健康づくり推進課窓口〉	健康づくり推進課 ▶母子保健グループ ☎ 43-9271 ▶成人保健グループ ☎ 43-9184
栄養士による相談	生活習慣病が気になる人や子どもの食生活に関する相談	第2・4火曜日 ①10:00～12:00 ②13:00～16:00 〈健康づくり推進課窓口〉	健康づくり推進課 ▶成人保健グループ ☎ 43-9184
エイズ相談 【新規/要予約】	エイズに関する相談・検査 ※医師、保健師が相談に応じます。	第2・4木曜日 9:00～12:00 〈市庁別館1階〉	保健予防課 ▶感染症対策グループ ☎ 43-2294 (専用電話)
専門医による 精神保健福祉相談 【新規/要予約】	心の病気で悩んでいる人とその家族の相談(精神科・心療内科に通院していない人) ※専門医が相談に応じます。	第2水曜日 14:30～17:00 〈市庁別館1階〉	保健予防課 ▶保健福祉グループ ☎ 43-2292 ※予約は2日前まで
精神保健福祉相談 【新規】	心の病気で悩んでいる人とその家族の相談 ※精神保健福祉士・保健師が相談に応じます。 ※事前にお電話ください。	開庁日 ①10:00～12:00 ②13:00～16:00 〈保健予防課窓口〉	保健予防課 ▶保健福祉グループ ☎ 43-2292
小児慢性特定疾病の療養に関する相談 【新規】	小児慢性特定疾病の療養に関する相談 ※保健師が相談に応じます。 ※事前にお電話ください。	開庁日 ①10:00～12:00 ②13:00～16:00 〈保健予防課窓口〉	
難病の療養に関する相談 【新規】	難病の療養に関する相談 ※保健師が相談に応じます。 ※事前にお電話ください。	開庁日 ①10:00～12:00 ②13:00～16:00 〈保健予防課窓口〉	

八戸市保健所の施設案内

八戸市保健所は、内丸地区の八戸市庁内に設置します。

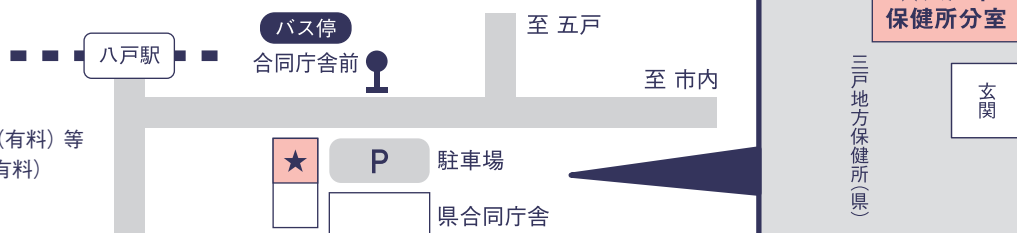


八戸市保健所分室

※合同庁舎隣の三戸地方保健所(県)内に設置します。(八戸市大字尻内町字鴨田7)

【業務内容】

- ◎放浪犬の捕獲、抑留、返還(有料)等
- ◎飼い犬・飼い猫の引き取り(有料)
- ◎負傷した犬猫等の収容
- ◎ペットに関する苦情・相談



②八戸市保健所以外の移譲業務について

事業者の届出等に係る窓口等

1 福祉・介護関係

◆ 健康福祉審議会

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館7階	福祉政策課 ▶福祉政策グループ ☎ 43-9258	◎健康福祉審議会の設置及び運営

◆ 民生委員

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館7階	福祉政策課 ▶福祉政策グループ ☎ 43-9258	◎民生委員の定数の決定、指揮監督、活動支援など

◆ 生活保護法による指定医療・介護機関

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館4階	生活福祉課 ▶管理グループ ☎ 43-9085	◎生活保護受給者が利用する指定医療・介護機関の指定申請等の受付及び指定
		備考 ※届出窓口は、これまで(市・生活福祉課)と変更ありません。

◆ 生活保護法に基づく保護施設

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館4階	生活福祉課 ▶管理グループ ☎ 43-9085	◎保護施設の設置認可

◆ 保育所・幼保連携型認定こども園

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館2階	こども未来課 ▶こども企画グループ ☎ 43-9527	◎保育所の設置認可 ◎認可外保育施設の届出の受理 ◎幼保連携型認定こども園の設置認可
		備考 ※幼稚園型認定こども園の認定は、県が引き続き行います。 ※保育所型認定こども園は、市が保育所部分の設置認可を、県が認定こども園の認定をそれぞれ行います。

◆ 高齢者施設

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館1階	高齢福祉課 ▶ 高齢福祉グループ ☎ 43-9104	◎有料老人ホームの設置等の届出の受理 ◎養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置等の認可 ◎軽費老人ホームの設置等の届出の受理

◆ 指定サービス事業者及び社会福祉施設等

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館1階	障がい福祉課 ▶ 自立支援グループ ☎ 43-9343	◎指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の指定・実地指導・監査 備考 ※指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の指定・実地指導・監査は、県が引き続き行います。
市庁本館1階	介護保険課 ▶ 介護事業者グループ ☎ 43-9292	◎指定居宅サービス事業者、介護老人福祉施設等の指定(許可)・実地指導・監査
市庁別館2階	こども未来課 ▶ こども企画グループ ☎ 43-9527	◎保育所 ◎幼保連携型認定こども園 ◎認可外保育施設 備考 ※幼稚園型認定こども園の現地調査は、県が引き続き行います。 ※保育所型認定こども園は、市が保育所部分、県が認定こども園の指導監査をそれぞれ行います。
市庁別館2階	子育て支援課 ▶ 家庭支援グループ ☎ 43-9342	◎母子生活支援施設
市庁別館1階	高齢福祉課 ▶ 高齢福祉グループ ☎ 43-9104	◎養護老人ホーム ◎特別養護老人ホーム ◎軽費老人ホーム ◎有料老人ホーム
市庁別館1階	障がい福祉課 ▶ 自立支援グループ ☎ 43-9343	◎障害者支援施設 ◎障害福祉サービス事業者 ◎一般相談支援事業者 ◎地域活動支援センター ◎福祉ホーム
市庁別館7階	福祉政策課 ▶ 指導監査グループ ☎ 43-9294	◎その他指導監査全般 備考 ※社会福祉法人の指導監査は、市が引き続き行います。

社会福祉施設等の指導監査、実地指導

※環境保全課は、下水道事務所(八戸市江陽三丁目1-111)3階にあります。

2 環境関係

◆ 産業廃棄物・PCB・自動車リサイクル等

担当課(※)		八戸市に移る業務
下水道事務所3階	環境保全課 ▶ 廃棄物対策グループ ☎ 51-6195	◎ 廃棄物処理施設設置の許可、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物の適正処理指導 ◎ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書の受理 ◎ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理 ◎ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管・処分の状況に関する届出の受理 ◎ 使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく引取業、フロン類回収業の登録及び解体業、破砕業の許可

◆ 浄化槽

担当課(※)		八戸市に移る業務
下水道事務所3階	環境保全課 ▶ 調査指導グループ ☎ 43-9107	◎ 浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置に係る届出

◆ 大気汚染防止等

担当課(※)		八戸市に移る業務
下水道事務所3階	環境保全課 ▶ 調査指導グループ ☎ 43-9107	◎ 大気汚染防止法に基づく届出 ◎ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出 ◎ 青森県公害防止条例に基づく届出

3 まちづくり関係・その他

◆ 屋外広告物

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館6階	まちづくり文化推進室 ▶ まちづくり支援グループ ☎ 43-9425	◎ 屋外広告業の登録
	備考	※ 青森県で登録を受けている方は、その旨を八戸市に届出することで、八戸市の登録を受けたものとみなす「特例届出制度」を設けます。届出には手数料はかかりません。

◆ サービス付き高齢者向け住宅

担当課		八戸市に移る業務
市庁別館8階	建築住宅課 ▶ 住宅グループ ☎ 43-9109	◎ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

◆ NPO法人

担当課		八戸市に移る業務
市庁本館4階	市民連携推進課 ▶ 市民協働グループ ☎ 43-9207	◎ NPO法人(特定非営利活動法人)の設立認証

市民の届出等に係る窓口

◆ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付等

担当課		八戸市に移る業務	
市庁別館 2階	子育て支援課 ▶家庭支援グループ ☎ 43-9342	◎母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付 ◎母子・父子・寡婦家庭就業支援事業の申請受付	
		備考	※窓口業務は全て県から市に移ります。

◆ 身体障害者手帳

担当課		八戸市に移る業務	
市庁別館 1階	障がい福祉課 ▶障がい福祉グループ ☎ 43-9106	◎身体障害者手帳の交付	
		備考	※申請受付から身体障害者手帳交付までの全ての事務を市で行います。

◆ パスポート

担当課		八戸市に移る業務	
市庁本館 1階	市民課 ▶窓口グループ ☎ 43-9192	◎パスポートの交付申請の受付	
		備考	※申請は市・県(八戸合同庁舎)のどちらでも可能です。

ご注意・ご確認いただきたい事項

<すでに青森県から許可などを受けている皆様へ>

青森県から八戸市に移譲される業務につきまして、平成28年12月31日までに青森県知事の許可などを受けている場合は、八戸市長の許可などを得たものとみなされますので、改めて許可を受ける必要はありません。ただし、平成29年1月1日以降に更新、変更などが必要な場合は八戸市で手続きしてください。

<市での手数料の支払い方法について>

県での手数料の支払い方法は、青森県収入証紙による納付でしたが、八戸市での手数料の支払いは現金または納付書での支払いになります。



お問い合わせ

各業務のお問い合わせは、本パンフレット中の担当課までご連絡ください。

発行

【八戸市 総合政策部 中核市推進室】

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

■TEL 0178-43-2111(大代表)

■HP [\[八戸市トップ\]](#) → [\[政策・まちづくり\]](#) → [\[中核市への移行\]](#)

